

茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（案）
骨子に係るパブリックコメントの実施結果について

項目	意見概要	回答
第1条 目的規定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスはただの風邪である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスを科学的に検証してから対策を行うべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスは定義がなされていない。（厚労省でも風邪の一種とっている） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、WHOにおいても世界的流行に至っているとの認識を示しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスは弱毒性であるから条例は必要ない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が拡大している科学的根拠はあるのか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を踏まえるならば、従来の生活様式にできるだけ戻すことになり、そのために何をすべきか条例に定めるべきであるが、特定システムの活用や検査体制の充実で発生の予防・まん延防止するとなっており、内容が相反する、矛盾するものとなっている。 ・発生の予防のために具体的にすべきことは、海外からの入国ルールなどの水際対策と、次に手洗いうがい等を継続して実施していくことである。 ・条例を作る前にウイルスとは何か専門家の意見をよく聞き、客観的な事実とデータを県民に公表し続けることが恐怖を取り除く手段、予防と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・なお、手洗いうがい等の基本的な感染症対策は引き続き実施していただく必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者は、症状の再発や後遺症に苦しめられている。感染症対策（外出自粛、休業要請、検査）は県が行っているものであるから、感染者・遺族等の被害の責任は県にあると考えるが、条例には「感染者・遺族の生活補償」について触れていないため、条例に入れてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染による被害が、県に責任があるとの根拠が不明ですが、今後も県民の皆様のご協力を得ながら全力で感染症対策に取り組んでまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省は指定感染症のランクを下げる検討をしており、この感染症があまり怖い病気ではないことが分かってきたためと思われる。よって、そのような病気で社会経済活動の自由が奪われる条例を制定することは意味がないので反対。 ・条例を制定するならば、新型コロナウイルス感染症に罹患している患者数とどれだけ身体的に影響が出たのか、また経済的な影響も示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用してまいります。 ・なお、県内の罹患者数は545人（8月31日現在）で、身体的な影響としては、発熱、咳や喉の痛みなどの症状が多くみられ、人によっては肺炎などの症状がみられる方もいます。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一律の休業要請や外出自粛により、県内経済は相当なダメージを受けており、今後、同様の対策を取らないためにも、条例を制定したいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 ・開始時期のみ問題としており終了時期について言及がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用してまいります。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。 ・条例は時限条例としており3年で効力を失うこととなります。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なデータが示され医師からも季節型インフルエンザよりも弱毒性と指摘されている。また、不顕性の感染が広まり大半の国民が免疫を獲得しているとの報告もある。 ・このような状況でいばらきアマビエちゃんの登録を義務化する必要があるのか。 ・PCR検査の不確実性もあきらかになってきた現在、条例制定よりもメディアの誤った報道（陽性者＝感染者）により植え付けられた恐怖心を取り除く施策が大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・差別や誤った認識による行動をなくすため正しい知識の普及に努めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・非科学的な条例である。感染は拡大していないから、他の意図があるのは明らか。本気で感染拡大しているという認識であるならば県の程度がしれる。科学的に見れば横暴な条例だということは明らか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナは風邪の一種と厚生労働省HPにある。持病がある方は要注意かもしれないがそれはコロナに限ったことではない。 ・県民の行動を監視し、個人情報簡単にさらされ、条例を守らない事業所は公表されるというのは人権侵害、いじめ同然である。 ・予防医学の視点で、西洋医学のみならず中医学、東洋医学を学んでいる方の意見も取り入れていただきたい。 ・人権侵害に当たるこの条例に断固反対 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在厚生労働省で2類の見直しが検討されているにもかかわらず、なぜ全員が義務で登録しなければならないのか。 ・東京の陽性者のほとんどは無症状か軽症、何より国籍不明が多いことを考えると、県民にアプリを強制するよりもそちらを追求すべき。 ・犯人探しに躍起になる、いじめと村八分を助長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・県としては、差別や風評被害をなくすために、条例に不当な差別的取扱いの禁止を位置付け、不断の取組を進めていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しをしたうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスを指定感染症5類への変更が報道されている中、軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。インフルエンザ流行期にはこのような条例はなかったのに何故新型コロナウイルスだけ特別扱いするのか。陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置づけられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・SARS2という風邪のウイルスであり、指定感染症も格下げ、除外が適当なウイルスに条例化までする意味はない。 ・今後もウイルスは存在しつづけ共存するしかない。過剰な対策はするべきではない。 ・監視国家は断固として反対。知事の辞職を求める活動も余儀なくされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置づけられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 ・導入された際には茨城県への観光反対運動が実施される可能性もあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置づけられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。 ・来県者も含めてご理解いただけるよう取り組んでまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 ・他の県でも倣って増えていく事も大変危惧しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置づけられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。PCR検査という信頼性に疑問がある手法の運用で陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思えない。 ・コロナ感染者の犯人探しのような状況下で、個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 ・陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・アマビエちゃん義務化反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で風評被害、誹謗中傷で住むことが困難になり引っ越しを余儀なくされたご家族がいます。全国でも自衛隊警察による過度な差別等で自殺された方、引っ越しをした方がいます。それをさらに拡大させることをわざわざする必要性があるとは思えません。 ・個人情報、プライバシーを監視し何をするつもりなのか。登録するのは、個人、事業所の自由です。権利、プライバシーを守ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例には、「不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発」などの必要な措置を講ずることを定めることとしており、ご意見の事例も含めて、正しい知識の普及に努めていきたいと考えています。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、陽性者との接触可能性についてお知らせするとともに、今後取るべき行動についても併せてお知らせをするもので、感染拡大を防止するために登録をお願いするものです。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・アマビエちゃん義務化条例に反対します。 ・QRコードで読み込まなければ施設を利用できないのは監視されているように感じる。(携帯電話を持っていない、忘れた人はどうするのか。) ・感染が発覚すると、事業者、お店にダメージが大きい。県が店名を公表しなくともSNS等で公開されることを考えると不利益となる。 ・指定感染症のランクを下げることも検討されているなか、軽症者を探し出すような追跡システムの義務化に反対します。 ・個人情報が強制的に開示されてしまうことにも不安を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、陽性者との接触可能性についてお知らせするとともに、今後取るべき行動についても併せてお知らせをするもので、感染拡大を防止するために登録をお願いするものであり、監視するためのものではありません。 ・なお、携帯電話をお持ちでない方は義務対象外となります。 ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・追跡システムの導入義務化条例案に反対。行政による監視・管理に繋がる違憲行為である。 ・万一、義務化指定店舗でPCR陽性者が出た場合、政府による一時金などの補償はあったとしても、その後の経済的影響は計り知れません。売り上げ激減のため閉店となっても誰が補償してくれるのか。 ・追跡システムの利用者の個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上の問題に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、陽性者との接触可能性についてお知らせするとともに、今後取るべき行動についても併せてお知らせをするもので、感染拡大を防止するために登録をお願いするものであり、監視するためのものではありません。 ・県では、正しい知識の普及などの施策と併せて取組み、過度な自粛や差別をなくしていくことで、陽性者が確認された店舗等への影響を最小限にしていきたいと考えています。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。 ・PCR検査を拡大することとそれを義務化することは意味が全く異なる。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。 ・なお、調査等への協力については、感染拡大を防止するために協力を求めるものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。実感としても例年のインフルエンザほどの感染力があるようには感じない。 ・追跡システムは人権上の問題に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。 ・県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に引き続き取り組むとともに、国の方針に基づき、次のインフルエンザの流行に備え、外来・検査体制の整備に努めてまいります。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設でQRを読むときに密にならないか。 ・登録にまごつく利用者に店員が接触することになる。 ・アマビエちゃん登録施設だから大丈夫だと感染防止意識が緩む可能性がある。（長時間の滞在等） ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。 ・メールアドレスだけでも個人情報強制的に収集されてしまうことは人権上問題。収集したアドレスが漏洩しない保証、万が一漏洩し被害に遭った場合県は責任が取れるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・密にならない掲示方法を周知するとともに、システムの利便性向上に努めてまいります。 ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっております。 ・さらに同システムは、限られた方法で限られた職員において管理し、操作ログも残しており、個人情報の取り扱いについても配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスはまん延していない。PCR検査で一部のDNAの形を検出しているだけ。 ・コロナウイルスが強い病原体であることをどの国の科学者も証明していない。 ・このようなことを、地方自治体がメディアに代わって県民へ知らせるべき。 ・県民監視システムを押し進めることはやめてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、WHOにおいても世界的流行に至っているとの認識を示しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・条例文（案）が見つけれられないので、意見が出せません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のパブリックコメントでは条例案骨子についてご意見を募集しております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そのような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 ・京大・上久保靖彦特定教授による日本では集団免疫を獲得したとの発表もあり、十分確認したうえで対策を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっております。個人情報保護にも配慮しています。 ・様々な研究、主張があることは承知しております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県と比較して、感染率の高い東京や大阪等がこのような条例を策定していないなか、茨城県のみが策定する理由が理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。そもそもPCR検査の結果、陽性と感染・発症とは違うとわかってきており、無症状の陽性者からの感染もほぼ無いと言われてきている中、軽症者を探し出すような追跡システムの義務化が必要とは思わない。陽性者が出た場合、中小企業では一定の補償をしても営業に大きな影響がでる。 ・追跡システムの利用で個人情報強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっております。個人情報保護にも配慮しています。 ・様々な研究、主張があることは承知しております。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者は減少している。無意味なPCR検査で保険加入の変更ができず一般市民を苦しめている。自分の身を守るため手洗いうがいを励行している。義務化する必要はあるのか。 ・義務化することで、アマビエちゃんをやりたくないから出かけるのはやめようとなり経済は落ち込む。義務化することで私たちの行動は小さくなっていく。 ・コロナは誰もが感染してしまうのに、特別な病気だと強調し不安を煽っている。どのようにすれば感染しないか、その知識を広めていくことが大切。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・また、正しい知識の普及などに取組むことで、過度な自粛をなくしていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者を特定・隔離する方向でなく、オーガニックや無肥料無農薬の作物など、食の生産が豊富な茨城ならではの方策により、県民の免疫力をアップするなど、見せかけの健康法でなく病気にかかりにくい体を作る姿勢を発信して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ接触追跡ソフト義務化は憲法上非常に問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、陽性者との接触可能性についてお知らせするとともに、今後取るべき行動についても併せてお知らせをするもので、感染拡大を防止するために登録をお願いするものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに発生した箇所に行った人へ通知する仕組みの特定システムだが、「発生の予防」とは具体的にどういうことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」は通知するだけでなく、事業者が登録し、宣誓書を掲示することで感染対策を行っている店舗を明らかにする目的もあります。 ・陽性者と接触可能性を示す通知を受け取った方においては、ご自身の体調の変化や行動に気を配っていただくことで、万が一感染していた際に新たな感染を防ぐ狙いがあります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスのリスク、PCR検査の意義については専門家でも意見が分かれている中で、自治体が強制的に「登録義務化」を行うことは、憲法における自由権（とくに精神の自由）を犯す行為である。 ・コロナの感染と暴露の定義が定まっていない恥ずかしい条例。（口腔・鼻腔内のクリーニングを行うことで暴露のみなら陰性となる。） ・感染と暴露の啓もうをすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」は、事業者が行っている感染症対策を登録し、宣誓書を掲示することで、感染対策を行っている店舗を明らかにし、利用促進につなげるものです。 ・利用者については、「いばらきアマビエちゃん」のシステムでは、陽性者との接触可能性についてお知らせするとともに、今後取るべき行動についても併せてお知らせをするもので、感染拡大を防止するために登録をお願いするものです。 ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するため、一人一人の手洗い、咳エチケットの実施をはじめ、感染を拡大させるリスクが高いと言われている「3密」を避けるなどの行動が重要となることから、感染拡大の防止に向けて、引き続き、これらの情報発信に努めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・この半年で多くの個人店・チェーン店が閉店若しくは収益減により生活レベルを下げている。 ・県内の死亡者数・重症者数の割合を考慮し、義務化を行うべきか、本当に恐れるべきか、仕事、収入、未来を奪い制限をかけてまで行う条例なのか。 ・指定感染症レベルを二類からインフルエンザと同等に下げるべきだと意見が出ていることも考慮すべき。 ・県全体を考えるならば経済を止めずに、条例に血税を使うよりも高齢者や有病者の行動のみを制限しそこに補償を充てるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されており、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者の増加が医療負担となっているなどの問題から、厚生労働省では指定感染症のランクを下げる検討をしているとの報道があった。このような中で軽症者を探し出すような追跡システムの義務化は混乱を大きくするものであり、厚生労働省の検討と方向性が異なるものです。現在すでにCOVID-19による差別や分断が広がっておりそれを助長するもので県民にとってデメリットです。 ・追跡システムの利用で個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
第2条 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条にCOCOAの利用義務付けとともに定義に追加すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・COCOAの利用も推奨する必要があると考えていることから、新たに設けた第4条の責務規定に「国との連携」について規定することとしました。
第3条 事業者の特定システムへの登録等	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護の観点から問題ないのか、有効な対策であることの説明は出来るのか、登録店で感染が確認された場合、今まで通り営業ができる保障はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人が特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。 ・ガイドラインによる対策を講じたとしても、感染を確実に防ぐことを担保しているものではありませんが、登録店で感染が確認された場合にも、改めて感染防止対策の実施方法などを確認していただき、営業を再開していただきたいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成。今後出てくるかもしれない感染症対策にも役立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を今後の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能や内容は問題ないが妖怪「アマビエ」には疫病退散という伝承はない。誤った認識を流布するならば義務には従わない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・アマビエは疫病退散のシンボルとして宗教行為の対象となっており、アマビエの名称を残したまま公的なシステムとして利用を義務化することは県民の信教の自由を奪うことになると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アマビエというキャラクターは、コロナ禍において親しまれるようになったものであり、システム名称として使うことに問題はないと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」の登録に伴う感染防止対策のハードルを下げる代わりに、未登録事業所に過料を科することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過料を科すことについて、当初検討していましたが、広く受け入れられるものではないため、取りやめることとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」では県民を守れない。COCOAの利用を推奨すべき。いばらきアマビエちゃんは、メールアドレスという個人情報が必要な上に毎回QRコードを読み込む必要がある一方で、COCOAでは個人情報を取り扱わない、アプリインストール後設定すればよいだけ、対象エリアも広い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・COCOAの利用も推奨する必要があると考えていることから、新たに設けた第4条の責務規定に「国との連携」について規定することとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン操作に慣れていない来客に対し、事業者側が対応する必要があり負担が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコードを読むだけで誰でも簡単に登録できるシステムであるため過度の負担にはならないと考えています。 ・事業者の手間とならないよう周知徹底していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんアプリにバックドアが設けられている可能性がある。個人情報の収集が目的ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんは、メールアドレスを登録するだけの簡易なシステムであり、取得したメールアドレスは管理者権限で管理しているためバックドアは存在しません。 ・なお、取得したメールアドレスは1か月で破棄することとしています。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1（1）の義務付ける事業者の範囲に、②第1波の際の休業要請・時短営業の実施状況を踏まえるとしているが、第1波は過ぎ去っており矛盾している。（重症者の数も違う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1波の際に休業・時短営業の要請を行った事業者に感染防止対策を確実に実施していただき、再度休業要請をするような事態に陥らないよう義務対象とするものです。 ・ なお、その他要件と併せて総合的に判断することとしており、休業要請等対象事業者をそのまま義務対象とするものではありません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録と宣誓書の掲示を義務付けることで県が関与してる証拠になり、陽性者の捏造が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が陽性者を捏造することはありません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店に行くのが面倒になり、県外からも人が来なくなり、悪循環になる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性を感じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いばらきアマビエちゃんは、利用登録というこれまでにない対応をお願いすることになるが、宣誓書が掲示されている施設・店舗等は適切に対策が行われていることが分かるため、利用者が選択できることから、利用促進に繋がると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・（第4条込み）現時点で登録が進まないのは、登録したいと思うような内容ではないからである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の義務付けにあたって、システムの利便性向上を望む。 ・ 宣誓書の作成掲示も事業者任せでなく、県が作成送付し、案内する丁寧さが必要と考える。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ いばらきアマビエちゃんの登録用QRが目につく場所にないと登録が進まない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いばらきアマビエちゃん登録事業者向けのPR動画を作成し、目につく場所（店頭や座席など）に二次元コードを掲示することについて、普及啓発を行うこととしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染源となり得る都市部を優先的に実施していくべきで、対象地域や自治体を選定して実施することが効率的。 ・ 地方の小規模店舗、主に理容・美容店、飲食店などは客が限定されており、地縁顧客で維持している現状がある。そこに利用者への登録義務はツールの活用能力の差異（事業者・利用客の双方）も問題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いばらきアマビエちゃんの普及にあたっては、ご意見のとおり人の往来が多い都市部から始めることが重要であることから、県では、キャラバン隊を組んで水戸市やつくば市などの事業者へ周知を図ってきたところです。 ・ 地方の小規模店舗等につきましても、丁寧に周知してまいりたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ日に同じ施設にいたというだけの接点で、時間も施設も誰と一緒にいたのかもわからない曖昧な情報で連絡が来て、それだけで行動や行動範囲の制限をするのは無意味。いたずらに不安を煽る。 ・ このシステムを導入するなら、せめて時間帯は知りたい、また事業者にも報告しないと事業者が何の対応もできない。 ・ 毎回QR読み込み、メール送信するというのも現実的ではない。国の接触確認アプリの県民利用率を上げる方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メールを受け取った方が、ご自身の体調に応じて、お近くの保健所等にご相談いただくことで、その都度検査の必要性を判断させていただき、必要がある場合は検査につなげていきます。仮に検査の必要がないと判断されれば、接触度合いが低いということであり、一定の安心感は得られると考えております。 ・ 通知メールにおける利用した日時や施設名については、風評被害防止及び個人情報保護の観点からお知らせしておりません。 ・ C O C O Aの利用も推奨する必要があると考えていることから、新たに設けた第4条の責務規定に「国との連携」について規定することとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アマビエちゃんの義務化を削除、接触確認アプリC O C O Aの活用（例えばダウンロード義務化）へ変更を求める。 ・ 事業者はすでに対策に取り組んでいる。一部対策が取られていないがシステムへ登録すれば対策が取られるわけではない。 ・ 利用者による登録も手間がかかり義務化は無理がある。システムの有用性にも疑問がある。日時や施設名が知らされないと余計な不安を煽る。 ・ なぜ国が先に開発したC O C O Aを無視して稚拙な県独自システムを推進するのか。税金を大切にに使っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C O C O Aの利用も推奨する必要があると考えていることから、新たに設けた第4条の責務規定に「国との連携」について規定することとしました。 ・ システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。 ・ 通知メールにおける利用した日時や施設名については、風評被害防止及び個人情報保護の観点からお知らせしておりません。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国ではコロナウイルス感染症における指定感染症のランクを下げるものが検討されている。 ・他の疾患数やコロナウイルス感染症の全体数における死亡者数をみてもアマビエちゃんのシステムを使用する必要があるのか疑問。 ・システム利用者の個人情報が強制的に開示されてしまうことは人権上の問題に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置づけられております。法的な位置づけが見直されても必要な調査や検査は実施する方向でも検討されておりますことから、見直しの動向を注視し、法律の位置づけに応じて必要な見直しを行ったうえで、条例を運用していきます。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、利用者登録に際して、メールアドレスが必要となりますが、メールアドレスでは県は個人を特定できず、またメールアドレスは1か月で削除する仕様となっており、個人情報保護にも配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が高齢者の場合、登録や宣誓書のプリントアウトが難しい環境の方もいる。情報通信技術に係る格差の解消が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録事業者に対しては、県民からの通報等をもとに助言、指導を丁寧に行っていきたいと考えています。 ・また、登録したくてもできない事業者に対しては、県、市町村などでサポートしていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・義務対象とならない事業所に対しても登録を推奨する等示してほしい。対象外事業所の感染対策への意識が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例には規定しておりませんが、義務対象外の事業者に対しても「いばらきアマビエちゃん」の登録を推奨していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対策の実施内容を記載した用紙を提出させ、要件を満たした事業者のみ、システム登録を許可すべき。 ・また、日々の対策内容をチェックリストで確認させ、県が定期的に実施状況を確認し、未実施者は指導、登録抹消すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事業者の感染防止対策の実施状況を必要に応じて確認するなど今後検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への義務付けは、スマートフォン等の個人財産に依存したものであり、それを県民に義務付けるのは反対。義務付けるならばメール送信で発生する料金及び使用する端末の維持費について県が料金を負担すべき。 ・いばらきアマビエちゃんからの通知メールには、事業所名や利用日は記載されておらず、ただ不安をあおるだけである。メールが届いた人はPCR検査を受けられるようにすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置づけられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・通知メールにおける利用日時や施設名については、風評被害防止及び個人情報保護の観点からお知らせしておりません。 ・メールを受け取った方が、ご自身の体調に応じて、お近くの保健所等にご相談いただくことで、その都度検査の必要性を判断させていただき、必要がある場合は検査につなげていきます。仮に検査の必要がないと判断されれば、接触度合いが低いということであり、一定の安心感は得られると考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定システムに登録できない事業者は営業ができないということか。 ・特定システムに登録できない事業者はどうするのか。 ・義務化するメリット・デメリットは。 ・事業者・個人それぞれインターネット環境が違うのに一律に義務化するのは不公平である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施と宣誓書の掲示を実施いただけない場合は、助言・指導を経て勧告・公表となりますが、営業停止などの措置は規定していません。 ・登録したくてもできない事業者には、県、市町村などでサポートしていきます。 ・新しい生活様式のもと、条例に義務付けることで、社会経済活動を止めないことが一番の目的となります。いばらきアマビエちゃんは事業所における感染症対策の実施を含むため、義務化せず適切な感染症対策が行われない状態でさらに感染が拡大した場合には、再度の休業要請や外出自粛要請を行うことも考えられ、経済に与えるダメージは計り知れないと考えています。 ・情報通信技術に係る格差については個別にサポートしていくことで対応していきます。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんについて、最近では町中で見えることも増えたが、まだまだ未登録店も多い。 ・システムとして気になるのは、感染者と同日に利用したことがわかってもしどれくらい感染リスクかが分からない。 ・メール送信時間の前後3時間の人に注意喚起するなど検討できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんの普及にあたっては、人の往来が多い都市部を中心にキャラバン隊を組んで周知を図るなど様々な取り組みを行ってきたところですが、地方の小規模店舗等につきましても、丁寧に周知していきたいと考えています。 ・メールを受け取った方が、ご自身の体調に応じて、お近くの保健所等にご相談いただくことで、その都度検査の必要性を判断させていただき、必要がある場合は検査につなげていきます。仮に検査の必要がないと判断されれば、接触度合いが低いということであり、一定の安心感は得られると考えております。 ・メールについては、時間を限定することなく配信しております。
第4条 事業所の利用者による特定システム活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回QRコードを読み込む方法以外の方法を検討願いたい。(負担、面倒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」と「COCOA」は双方の欠点を補完するため、COCOAの利用も義務化して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・COCOAの利用も推奨する必要があると考えていることから、新たに設けた第4条の責務規定に「国との連携」について規定することとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーを侵害、利用選択の自由を阻害している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ導入義務付けは人権侵害。スマートフォンがない人はどうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんはメールアドレスを登録するだけの簡易なシステムであり、フィーチャーフォンでも利用は可能です。 ・なお、携帯電話をお持ちでない方は義務対象外となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の任意に合わせた制度でクラスターが追えるのか疑問。 ・登録しない者が多数出ると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限の規制とするため、不利益処分を課すなどの強制力までは持たせていませんが、義務化することで多くの人に利用してもらえるものと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンがない利用者は利用ができない(義務付けがない)。施設に見せれば利用できるものを発行できないか、あるいは、施設に氏名電話番号を記入する所定の用紙を用意し、記入してから利用するよう義務付け出来ないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんは、メールアドレスを登録するだけの簡易なシステムであり、フィーチャーフォンでも利用は可能です。 ・携帯電話をお持ちでない方は義務対象外となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を提供したくない利用者にとっては、QRコードの読み込み及びメール送信は不利益になる。 ・「いばらきアマビエちゃん」又は「COCOA」のいずれかの利用を義務付けるよう緩和できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・COCOAの利用も推奨する必要があると考えていることから、新たに設けた第4条の責務規定に「国との連携」について規定することとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用した施設に陽性者がいたからといって何をすればよいのか。 ・個人情報の取扱いが心配。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんの通知メールでは、陽性者との接触可能性についてお知らせするとともに、今後取るべき行動についても併せてお知らせをするものです。 ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムにおいて、メールアドレスを取得しておりますが、限られた職員において、管理し、操作ログも残しており、個人情報の取り扱いについても配慮しています。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・アマビエちゃんやCOCO A等をフル活用しながら経済を回していくのに賛成 ・アマビエちゃんの運用における匿名性を確保すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムにおいて、メールアドレスを取得しておりますが、限られた職員において、管理し、操作ログも残しており、個人情報の取り扱いについても配慮しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんの仕組みが実効性に欠ける。事業者は一度の登録・掲示で済むが、利用者は来店する毎にQRコード読み込み・メール送信をしなければならぬ。比較的なじみのあるマスクの着用の徹底すら難しい中、このような新しい習慣の普及は期待できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・義務ではなく「推奨」でよい。義務化すると利用者が履行しているか否か事業者が確認しなくてはならぬ負担が大きく、反発も想定されて、結果として事業所が登録を渋る要因となる ・スマートフォンアプリと勘違いしてる人が多い。 ・操作が面倒、難しそうと尻込みし事業所の利用をためらうケースも想定され事業者の収入機会が失われるおそれがある。利用しようという気持ちの枷になるような義務は避けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を利用者の履行確認まですることは義務付けておりません。 ・義務化することで多くの人に利用してもらえるものと考えています。 ・システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に使用を強制するのは憲法に抵触するおそれがある。 ・施設ごとにQRコードを読み込む必要があるのは実効性が低くなる。 ・義務を科しても罰則がない、利用の有無をどう証明するのか。メールアドレスは一人で複数持つため個人の特定につながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。 ・罰則はありませんが、義務化することで多くの人に利用してもらえるものと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用登録促進のため、事業者に協力を給付し、そのお金で利用者にドリンクサービスや割引サービスを提供するなど実施してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用登録の促進策として、利用登録者を対象としたプレゼントキャンペーンの実施を検討しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・県民全員がスマートフォンを持っていることを前提にしていけないか。スマートフォンや携帯を持っていない人達は施設が利用できなくなるのであれば再検討願いたい。 ・利用者がスマートフォンや携帯電話を持っていない場合の対応は条例の中で明示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての県民が携帯電話を持っているわけではないことから、利用者登録の義務対象については、条文案では「特定システム（いばらきアマビエちゃん）の活用ができない者を除く」とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が登録店舗を評価することは、監視励行に繋がり、社会的健全性を損ねることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・店舗等の評価は、すでに民間の口コミサイト等で実施されている。新たに感染防止対策について実施することは公共の福祉を守ることに繋がるものと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・早くからアマビエちゃんを導入しているが、面倒だからと登録する人はいない。また、昨日登録したから今日はしないなど理解してない方が多く、その都度説明を必要とするシステムは負担。 ・高齢者、QRコードの読み方が分からない、読み取り機能がついていないガラケーなど、店員では説明しきれないため、義務化しても対応不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんの普及にご協力をいただきありがとうございます。 ・システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。 ・事業者の手間とならないよう周知徹底していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案では、特定システム利用に必要な手段を保有していない者についての条項が記載されていない。 ・本条例案には、理髪店・美容室という利用が避けられない業種が義務対象に含まれる予定であり、地理的条件によってはショッピングモールを利用しなければ日用品の購入が困難な方もいる。特定システムの義務化は理解するが、特定システムの利用手段がない人及び利用手段がない人を事業所が拒否してはならないことを盛り込む必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての県民が携帯電話を持っているわけではないことから、利用者登録の義務対象については、条文案では「特定システム（いばらきアマビエちゃん）の活用ができない者を除く」とします。 ・また、事業者を利用者の履行確認まですることは義務付けておりません。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の義務付けの確認はどのように行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が登録をしているか否かを確認することは困難ですが、県民の義務であることを丁寧に周知していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話がない、又はアプリを利用できない利用者への対処が不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての県民が携帯電話を持っているわけではないことから、利用者登録の義務対象については、条文案では「特定システム（いばらきアマビエちゃん）の活用ができない者を除く」とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定システムに登録しないお客様は、事業者は拒否しなければならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者利用者の履行確認まですることは義務付けておりません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんのシステムは使い難い。 ・携帯、スマートフォンを常に持ち歩いているとは限らない。電子機器をうまく操作できない方もいる。 ・義務化は憲法にも抵触する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの利便性向上については、アプリとの併用も含めて今後検討していきます。 ・すべての県民が携帯電話を持っているわけではないことから、利用者登録の義務対象については、条文案では「特定システム（いばらきアマビエちゃん）の活用ができない者を除く」とします。 ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定システムは、県が利用者の行動を追跡できる仕組みとなっており、県民のプライバシー権の観点での懸念が大きい。 ・COCO Aのように個人の行動追跡の可能性を排除したうえで接触可能性を通知することは可能であり、特定システムのようなプライバシー上の特性は感染症対策のうえで必須要件ではない。 ・COCO Aの普及が急務とされる中、特定システムの利用義務化は正当化され得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」のシステムにおいて、メールアドレスを取得しておりますが、限られた方法で限られた職員において管理し、操作ログも残しており、個人情報の取り扱いについても配慮しています。 ・COCO Aの利用も推奨する必要があると考えていることから、新たに設けた第4条の責務規定に「国との連携」について規定することとしました。
<p>第5条 県による登録情報の漏洩防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業でもハッカーの被害に遭っている。どのような対策をとるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用するサーバーには様々なセキュリティ措置が施されており不正アクセスに対処しています。
<p>第6条 事業者に対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脅迫まがいの行為を県が行うと解釈する 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのようなことは行いません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店同様宣伝になる可能性がある。 ・登録が面倒な利用者は、登録していないと公表された事業所を好んで利用すると思われる。 ・登録しない、宣誓を履行しないことは社会全体に不利益を与えるので、事業者に対する罰則は不利益処分が妥当 	<ul style="list-style-type: none"> ・過料を科すことについて、当初検討していましたが、広く受け入れられるものではないため、取りやめることとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告に従わない場合には、「事業者名、所在地を公表」とあります。そこでする必要があるのか。第12条の「差別」に当たる可能性もあると危惧している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」は容易に登録できるシステムであるので、登録の仕方が分からない際は丁寧に説明し、登録いただけるようお願いをしていきます。また、必要に応じて、県、市町村などで登録のサポートをしていきます。 ・それでもなお、悪意をもって登録しないなど悪質と見受けられる場合には、勧告を行いその旨を公表するものです。 ・なお、この公表の主旨は住民への注意喚起を促す公衆衛生的な観点から行うものです。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定システムに登録しない事業者の名称・所在地等を公表するのは実質的な罰則に思えます。 ・登録できる環境にない事業者も公表されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきアマビエちゃん」は容易に登録できるシステムであるので、登録の仕方が分からない際は丁寧に説明し、登録いただけるようお願いをしていきます。また、必要に応じて、県、市町村などで登録のサポートをしていきます。 ・それでもなお、悪意をもって登録しないなど悪質と見受けられる場合には、勧告を行いその旨を公表するものです。 ・なお、この公表の主旨は住民への注意喚起を促す公衆衛生的な観点から行うものです。
第7条 報告の徴収及び立入検査等	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教上立入を拒まなければならない箇所は拒否する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査は事業者の同意を得た上で実施いたします。
第8条 県民に対する質問・調査への協力の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ・義務付けとは何を指すのか。（体調が悪いと報告しなければならないのか。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う行動調査や集中検査のような幅広い検査への協力について義務付けるものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・行動調査の内容を公表した場合、その個人が特定され誹謗中傷を受ける恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動調査の内容は原則非公表としており、公表する情報については、本人の同意を得たうえで公表しております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・克服すべき課題の筆頭に「施設・店舗等の対策不足・情報発信不足」をあげているが、市中感染の状況がはっきりしなければ消費者は安心できない。このため、検査拡大を優先する必要があるが、第3章を第2章の前にもってくるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、検査体制を充実させることは重要であると考えておりますことから、第3章として単独で章立てすることとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・行動調査について、協力要請は良いが、県民に強制することはあってはならない。個人の行動を強制的に言わせることは、思想、信条、集会、結社等々の基本的な自由を侵すことにつながるおそれがある。 ・本条文が、『県が実施する行動調査への協力要請に対し、県民が誠実に応じることを求める。』という内容であれば理解できるが、必要以上に自由を制限することにならないよう、条文は厳格に表現すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・なお、過料等の不利益処分による強制的な措置は考えておりません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者に罰則を設けないと単なる理念条例になる。地方においては、感染者は地域から疎外され、居住することすらできなくなる。今後、長期に及び感染を管理できる条例とされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限の規制とするため、不利益処分を課すなどの強制力までは持たせていませんが、義務化することで多くの人に協力いただけるものと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・行動履歴を義務付け、強制することは「基本的人権の尊重」が守られることが前提。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・基本的人権の尊重を害しないよう運用してまいります。
第9条 検体の提出又は採取への協力等	<ul style="list-style-type: none"> ・検体提出の協力義務に応じない場合はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例案においては、強制的に提出させることはできませんが、条例に基づく義務である旨をご説明して協力いただくこととなります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害、憲法違反である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・協力を義務付けても従わない者が出てくるので、強制力を付けなければ執行する際に問題が生ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限の規制とするため、不利益処分を課すなどの強制力までは持たせていませんが、義務化することで多くの人に協力してもらえるものと考えています。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・経済を回すために検査協力を義務化することは、経済活動の活性化のために個人の尊厳を制限することになるため、賛成できない。 ・義務を課される県民の範囲、義務を課すと誰が決定するのが不明、さらにその決定が誤りがなかったか検証する機関が必要。 ・義務を科す前に検査を希望する全県民に無償で検査できる体制を整えるのが先。 ・陽性者は自宅待機や隔離が行われている。陽性者に適切な治療を施さず隔離し、経済を回す施策には賛成できない。 ・義務化により無症状者の検査が増え症状のある県民が後回しになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、現時点では感染症法に基づく指定感染症に位置付けられており、県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、条例で義務付ける必要があると考えています。 ・本条は、感染者が多数発生していると考えられる地域等の感染拡大を防止するなど、まん延防止のために幅広く検査への協力を求めるものです。 ・その対象者や範囲については知事が定めることとしております。有識者の意見を聞きながら適切に対処してまいります。 ・無症状者の検査が増える一方で、有症状者の検査が後回しになるといったことのないよう検査件数の拡充に取り組んでまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の精度に開発者が疑問を呈している中、「陽性者＝感染者」として報じられていることに違和感。ある資料で国籍不明の陽性者が相当数出ているとのことだが、茨城県内の陽性者の国籍別データを公表していただきたい。 ・災害時は死亡者や重傷者数を報じるのが一般的なところ、今回の新型コロナウイルス感染症については、重傷者や死亡者数を報じることなくなぜ感染者数ばかり報じるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の公表では、国籍までは発表していませんが、陽性者数と併せて、重症・中等症・軽症の別、死亡者数、回復して退院・退所した方の数などを公表しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・検体の採取に関する費用は県が負担か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の判断などに基づき、行政検査として行われる検査であれば、検査費用は公費負担となります。
第10条 県による調査等の情報の漏洩防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者個人や陽性者が出た事業所が特定されると、誹謗中傷を受けることとなり、消費の減退や県外移転などが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では陽性者の情報は厳格に管理しており、本条においても県に情報漏洩防止のための措置を講ずるよう義務付けるものです。
第11条 県による検査体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査は意味がない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査は常在ウイルス量を検査しているだけであり、設定次第でコントロールが可能である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の陽性者がすべて感染者というわけではない。検査件数が増えると陽性者が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査については、国立感染症研究所の検査マニュアルに基づき、適切に実施しております。 ・また、PCR検査は、医師の判断などに基づき、感染が疑われる方に対し速やかに実施しております。 ・県では、感染が疑われる方が速やかに検査を受けることができるよう、1日あたりの検査可能件数の拡充に取り組んでおります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制の充実とは何を指すのか。 ・PCR検査でわかるのはPCR陽性者のみで、明確には発症者ではない。検査件数を増やせば陽性者数は増え、隔離人数を増やすことにつながるため社会経済活動との両立はできない。 ・PCR検査は医師が必要と判断した場合のみに限定して実施することが社会経済活動との両立につながると考える。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止効果を上げる措置として、広範囲かつ量的なPCR検査の拡充の取組を徹底すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、検査件数の拡充に取り組んでいるところです。
第12条 差別的取扱いの禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・差別的取扱いが不十分、制裁を明確化すべき。第2章に繰り上げるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限度の規制とするため罰則までは設けないこととしました。 ・県では、正しい知識の普及や相談窓口の設置などの施策と併せて取り組んでいきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・県が必要以上の情報を公開することで個人が特定されている。(年齢や家族構成など個人が特定される情報は載せない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では陽性者の情報は厳格に管理しており、公表する情報については本人の同意を得たうえで公表しております。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・差別的行為に対して厳罰化（禁固刑相当）してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限度の規制とするため罰則までは設けないこととしました。 ・県では、正しい知識の普及や相談窓口の設置などの施策と併せて取組んでいきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・義務付けにより安心して外出する人もいると思うが、登録できない人、したくない人は外出しにくくなる。している人としていない人がいることで新たな差別を生むのではないか。 ・正しい知識の普及とあるが、個別の事情によりマスクができない、アルコール消毒ができない人がいる。「義務」「必須」「徹底的」と表現するのはやめてほしい。自分がしているからと言って相手に強要させないことも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条では、「不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発」などの必要な措置を講ずることを定めることとしており、ポスターや動画、差別事例を掲載したリーフレットの作成及びリーフレットを用いた教育の徹底など、ご意見の事例も含めて、正しい知識の普及に努めていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・差別の根本となる恐怖や不安は感染状況が見えないのが原因であり、知識が増えなくても他の先進諸国並みに検査件数が増えなければ同じことである。 ・テキストを作成するなら、次のことを明記していただきたい。 (1) 根本原因は国や県による防疫の失敗・検査不足にあること (2) その結果としての差別の責任を行政が担うため、教育を実施するという経緯 (3) 検査をいつまでにいくら拡大するのかという約束 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査件数は順次拡充しているところです。 ・新型コロナウイルスの防疫の失敗、検査不足の原因が、国や県にあるとの根拠が不明ですが、今後も県民の皆様のご協力を得ながら全力で感染症対策に取り組んでまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・差別的取扱いをした者は、住所氏名（事業所名、代表者名）を公表し、差別的取扱いをした相手の下で一定期間の奉仕活動を課す等の罰則が妥当。 ・虚偽の被差別の訴えを起こしたものに罰則も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限度の規制とするため罰則までは設けないこととしました。 ・県では、正しい知識の普及や相談窓口の設置などの施策と併せて取組んでいきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別の防止は強力に進めてほしい。一方で、条例の施行によって携帯電話を使えない方への差別を引き起こすのではないかと危惧している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話を使えない方は利用者登録の義務対象外となりますが、差別につながることはないよう周知してまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に感染者、医療関係者やその家族に対する差別があまりにひどい。水戸市内の病院でも差別が発生していると聞いている。絶対に罰則を設けなければ対処できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限度の規制とするため罰則までは設けないこととしました。 ・県では、正しい知識の普及や相談窓口の設置などの施策と併せて取組んでいきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者に罰則を設けないと単なる理念条例になる。地方においては、感染者は地域から疎外され、居住することすらできなくなる。医療機関においては感染者の受診だけで経営崩壊を起している。今後、長期に及び感染を管理できる条例とされたい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスを女性専用の場所に持ち込ませないため、コロナの都道府県民や、コロナに感染している恐れがある者が女性専用の場所に立ち入る行為について、SNSで抗議している。 ・男性お断りの場所は、その対象に「コロナ感染者とその疑いがある者」を追加して欲しい。 ・12条が施行されると、この行為ができなくなるので、女性専用車（女性専用の場所）が存在しなくなるまで適用を延期して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条では、「不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発」などの必要な措置を講ずることを定めることとしており、ポスターや動画、差別事例を掲載したリーフレットの作成及びリーフレットを用いた教育の徹底など、正しい知識の普及に努めていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経由で来た文部科学大臣からのお便りでは、「第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷を許さない」、「感染者を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。」とある。軽症者を探し出すシステムにより、中小企業や個人差別につながる。茨城県条例案は国と真逆の方針だと言わざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別禁止に関して、文部科学省と県の方針は同様であると考えています。 ・なお、「いばらいアマビエちゃん」の通知メールでは、利用した日時や施設名は、風評被害防止及び個人情報保護の観点からお知らせしていません。

項目	意見概要	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則を設けるべきと考える。差別的発言は、殺人的なものや、営業妨害をもたらす。差別により傷つけられた人やお店も経済を回す一員であり、差別により営業ができない事態等になれば経済を回すことが困難になる。 ・罰則を設けるメリットとして、仮に今後同じような事態が生じた際、パブコメ期間を短縮するなど同様の条例をスムーズに制定し、今回各部署の役割を次回以降以降踏襲することで作業を効率化するなどスムーズに役割分担を出来る。 ・また、今後、新型コロナ以外の差別も軽減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限度の規制とするため罰則までは設けないこととしました。 ・県では、正しい知識の普及や相談窓口の設置などの施策と併せて取組んでいきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性をもたせるためには罰則が必要。 ・どのような行為が差別にあたるのか明示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限度の規制とするため罰則までは設けないこととしました。 ・県では、正しい知識の普及や相談窓口の設置などの施策と併せて取組んでいきたいと考えています。 ・差別行為については、正しい知識の普及の際にリーフレット等で事例を紹介するなど検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が発生した小中学校等でのリモート教育実施（集団発生と差別意識を防ぐため） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・アトピー等皮膚疾患や感覚過敏等、体質や心身に起因する事情によりマスク対策を出来ない方への配慮が必要。マスクを着用できない人への差別を禁止する内容を盛り込むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条では、「不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発」などの必要な措置を講ずることを定めることとしており、ポスターや動画、差別事例を掲載したリーフレットの作成及びリーフレットを用いた教育の徹底など、ご意見の事例も含めて、正しい知識の普及に努めていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者、陽性者、濃厚接触者が職場のみならず自宅でも嫌がらせを受け、自殺、引越等し等のケースが後を絶たない。条例で対処できるのか。 ・条例により監視社会を助長し、差別や風評被害を増加させる要因になると危惧している。条例によって生み出される風評被害に対してどう対応するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条では、「不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発」などの必要な措置を講ずることを定めることとしており、ポスターや動画、差別事例を掲載したリーフレットの作成及びリーフレットを用いた教育の徹底など、ご意見の事例も含めて、正しい知識の普及に努めていきたいと考えています。
<p>第13条 県事業者、県民による社会経済との両立のための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済との両立を目指すなら条例はいらない。夜の街を攻撃する必要もない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜の街を攻撃するものではなく、感染症対策を実施しながら営業を継続していただくことを目的とした条例です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が対外的のみならず、事業所内に対しても働きかけをすることができる文言を追加してほしい。 ・糖尿病など何らかの理由でウイルスに対する免疫が低い方などが合理的な配慮をもって社会生活が続けられることができるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条は、事業者、県民が感染防止と社会経済活動の両立のために必要な措置に努めることを規定しているもので、事業者においては事業所外のみならず事業所内への働きかけも含むものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきアマビエちゃんの義務化により風評被害が想定されるが、それにより店舗経営が困難に陥った場合、経済と両立するという条例の目的と矛盾する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県としては、感染者又は陽性者が利用した店舗に対する風評被害や差別をなくすために、差別的取扱い禁止や正しい知識の普及に取り組んでまいります。
<p>第14条 規則への委任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則への委任とはなんのことか。国へか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の実施に関する細目的事項について、必要に応じて条例規則に定めることができるようにするための規定です。
<p>付則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスもコロナ差別も3年でなくなる保証はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて延長することも検討します。

項目	意見概要	回答
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提示されている条例骨子案では、本県の感染の主原因となっている首都圏への対策がない。以下の対策を盛り込むべき。 1) 首都圏との往来自粛を期限付きで明記 2) 首都圏・県内通勤者にテレワーク推奨 3) 鉄道・高速道路等の出入口で県内移動者への体温測定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例では、外出自粛や休業の要請を行う事態とならないよう、最小限度の規制として考えられるものについて規定しています。 ・首都圏への往来自粛等については、本県のコロナ対策指針である「茨城版コロナNext」において、東京都の経路不明陽性者数を指標に要請しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に対応する必要があるためとパブリックコメント期間を短縮しているが、他県がこのような条例を施行していない中で、茨城県だけが早急に対応する必要性が理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県としては、社会経済活動との両立を図るためには、新しい生活様式のもと、早急に条例で義務付ける必要があると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定システムの開発費用はどの会社に委託して、どのくらいの予算か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発は、株式会社情報技術に委託し、開発費用は約60万円です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー侵害を危惧している。このシステムは情報をつなぎ合わせれば県民の行動を監視・把握できる。県以外の組織・団体がデータやシステム情報を閲覧することはあるのか。 ・特定システムで収集した方法をだれがとどこまで把握できる状況にあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばきアマビエちゃん」のシステムにおいて、メールアドレスを取得しておりますが、限られた方法で限られた職員において管理し、操作ログも残しており、個人情報の取り扱いについても配慮しています。 ・また、収集したメールアドレスについても、1か月で削除する仕様となっております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案の見出しだけで内容が書いていない条文の具体的な内容はどうなっているのか。 ・9月議会に合わせて慌てて骨子案を作っている感じがする。見出しのみで中身がないものに県民からコメントを求めるのは失礼で、条例の中身を押し付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のパブリックコメントでは条例案骨子についてご意見を募集しております。 ・なお、条文案については、県議会に上程後ホームページにて公表いたします。